令和7年度
高砂市既存住宅省エネ化促進事業
補助申請の手引き

令和7年5月

高砂市都市創造部都市住宅室建築住宅課

目次

1. はじめに 2
2. 事業内容について 3
3. 交付申請について 7
4. 申請内容の変更について 9
5. 補助事業の中止・廃止について 9
6. 実績報告について 9
7. 補助金の支払いについて 10
8. その他の留意事項について 10
9. 記入例 12

補助金の交付については、この手引きによるほか、高砂市既存住宅省エネ化促進事業補助金交付要綱によります。

【問い合わせ先】
高砂市　都市創造部　都市住宅室　建築住宅課
〒676-8501
高砂市荒井町千鳥１丁目１番１号
TEL：079-443-9035　e-mail：tact3825@city.takasago.lg.jp

1. はじめに

(1)補助の目的

市内の既存戸建て住宅に対して、省エネルギー性能を向上させる改修工事等に要する経費の一部を補助することにより、住宅ストックの省エネ化を促進し、ゼロカーボンの実現に寄与することを目的とします。

(2)手続きの流れ

本補助金の申請に係る手続きの流れは下記のとおりです。

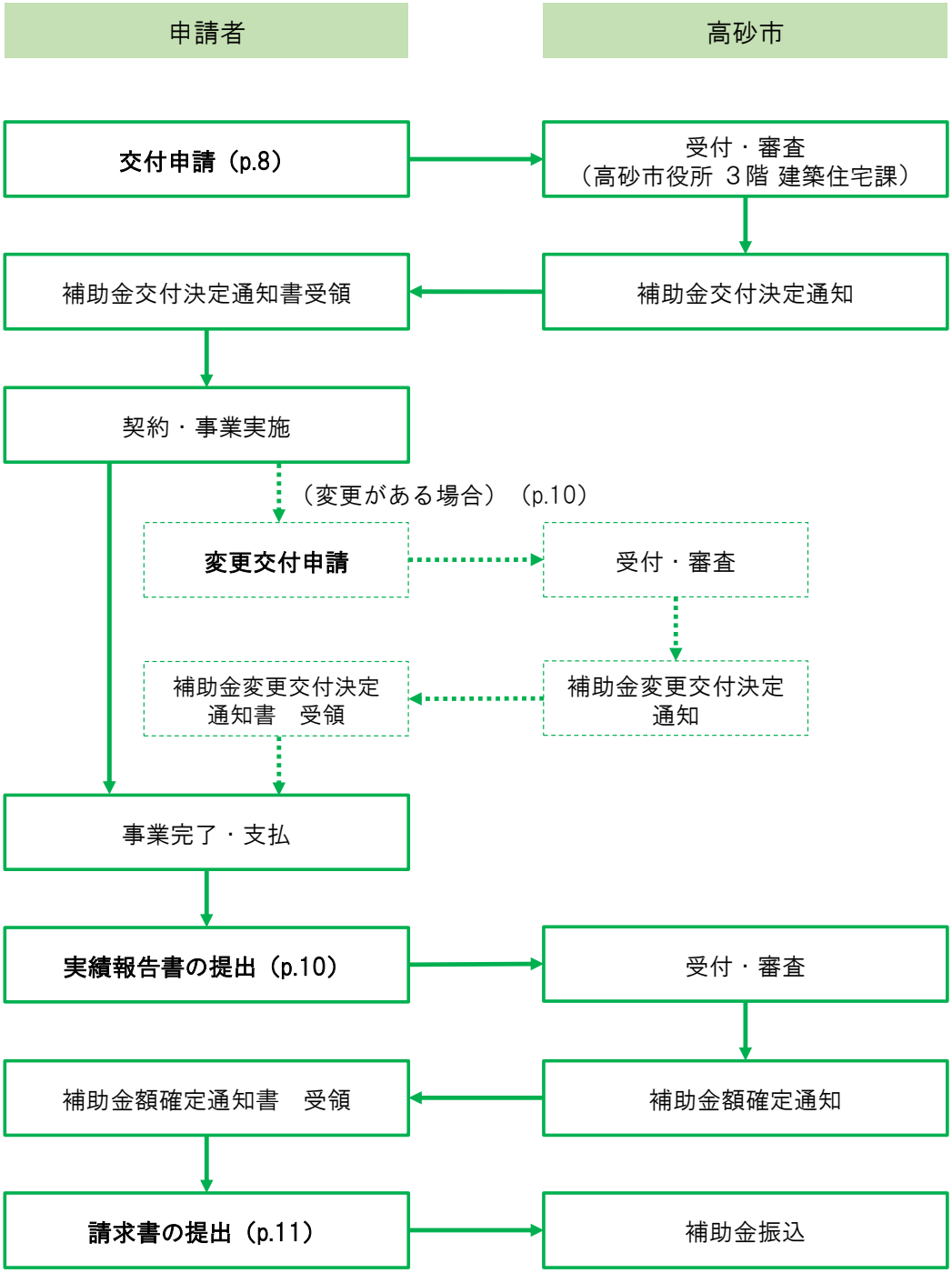

2. 事業内容について

(1)対象住宅

以下の要件にすべてあてはまる住宅(店舗等の用途を兼ねるもので店舗等の用途に供する部分の床面積が延べ面積の 1/2 未満のものについてはその住宅部分)が補助の対象になります。

①高砂市内に存する既存の戸建て住宅
②現状、省エネ基準に適合していないもの
③耐震性が確保されているもの(改修後に耐震性が確保されるものも含む)
④下記の区域に存しないもの
・土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第9条第1項に規定する土砂災害特別警戒区域
・建築基準法第 39 条第1項に規定する災害危険区域
・津波防災地域づくりに関する法律第 72 条第1項に規定する津波災害特別警戒区域
⑤過去に本補助金の交付を受けていないもの

(2)申請者

補助対象住宅の所有者で、市税を完納している方

(3)補助要件

事業		補助要件
省エネ改修工事	全体改修	BELS 等の第三者評価を受けていること
	部分改修	複数の開口部の改修を行うこと

※省エネ改修工事は、兵庫県の住宅改修業者登録制度に登録されている事業者との契約により行う必要があります。ただし、部分改修の場合はこの限りではありません。

(4)補助対象経費

補助対象経費	
省エネ設計	・省エネ改修工事を行うために必要な調査・設計・計画に係る費用
	・改修設計内容について BELS 等の第三者評価を受けるために必要な費用
省エネ改修工事	・開口部(窓、ドア)の断熱改修工事に係る費用
	・躯体等(外壁、屋根、天井、床)の断熱改修工事に係る費用
	・設備の効率化工事に係る費用 (ただし、開口部及び躯体等の断熱改修工事費の合計額以下)

(5)補助率・補助上限額

補助率および補助上限額は、省エネ性能の区分により下表のとおりです。

省エネ性能の区分	補助率	補助上限額
省エネ基準	40%	300,000 円
ZEH 水準	80%	700,000 円

※部分改修において省エネ基準と ZEH 水準が混在する場合は、省エネ基準の補助率及び補助上限額とします。

補助額の算出方法

「①、②、③の合計×補助率」と「補助上限額」のいずれか低い額が補助額となります。

① 省エネ設計については、実際にかかった設計等の費用を補助対象経費とします。
② 省エネ改修工事のうち、モデル工事費が設定されている工事については、工事種別ごとに合計したモデル工事費と実際の工事費のいずれか低い額を補助対象経費とします。
③ 省エネ改修工事のうち、モデル工事費が設定されていない工事については、取得した複数の見積もりのうち、最も低い額を補助対象経費とします。
※ モデル工事費は、「(6)補助対象工事とモデル工事費」に示した額です。

(6)補助対象工事とモデル工事費

①開口部の断熱化に係る改修工事

工事箇所	対象となる改修工事		モデル工事費※1	
	工事種別	工事規模	(省エネ基準)	(ZEH 水準)
窓	ガラス交換	1.4 ㎡以上	8.8 万円/枚	11.2 万円/枚
		0.8 ㎡以上 1.4 ㎡未満	6.4 万円/枚	8.0 万円/枚
		0.1 ㎡以上 0.8 ㎡未満	2.4 万円/枚	3.2 万円/枚
	内窓設置・外窓交換	2.8 ㎡以上	20.0 万円/箇所	27.2 万円/箇所
		1.6 ㎡以上 2.8 ㎡未満	16.0 万円/箇所	21.6 万円/箇所
		0.2 ㎡以上 1.6 ㎡未満	13.6 万円/箇所	17.6 万円/箇所
ドア	ドア交換	開戸:1.8 ㎡以上	28.8 万円/箇所	39.2 万円/箇所
		引戸:3.0 ㎡以上		
		開戸:1.0 ㎡以上 1.8 ㎡未満	25.6 万円/箇所	34.4 万円/箇所
		引戸:1.0 ㎡以上 3.0 ㎡未満		
仕様・備考	省エネ基準	部分改修を行う場合にあっては、住宅の所在地における建築物省エネ法に基づく地域区分の仕様基準に適合する開口部として、国土交通省所管の「子育てエコホーム支援事業」の対象型番(省エネ基準レベル)の建材であること。		
	ZEH 水準	部分改修を行う場合にあっては、住宅の所在地における建築物省エネ法に基づく地域区分の誘導仕様基準に適合する開口部として、国土交通省所管の「子育てエコホーム支援事業」の対象型番(ZEH レベル)・「子育てグリーン住宅支援事業」の対象型番の建材であること。		

※ ガラス交換とは、既存窓を利用して、複層ガラス等に交換するものです。
※ 内窓設置とは、既存窓の内側に、新たな窓を設置するもの又は既存の内窓を交換するものです。
※ 外窓交換とは、既存窓のガラス等を取り除き、既存窓枠の上から新たな窓枠を覆い被せて取り付け、複層ガラス等に交換するもの又は既存窓のガラス等および窓枠を取り除き、新たな窓枠を取り付け、複層ガラス等に交換するものをいう。

※ ドア交換とは、既存のドアを取り除き、新たなドアに交換するものです。
※ ガラス交換はガラスの寸法、内窓設置・外窓交換・ドア交換は、内窓若しくは外窓のサッシ枠又は開戸若しくは引戸の戸枠の枠外寸法とします。

②躯体等の断熱化に係る改修工事

工事箇所	断熱材の区分	モデル工事費	
		（省エネ基準）	（ZEH 水準）
外壁	A～C	16.8 万円/㎡	22.5 万円/㎡
	D～F	25.2 万円/㎡	33.8 万円/㎡
屋根・天井	A～C	6.0 万円/㎡	8.0 万円/㎡
	D～F	10.2 万円/㎡	13.7 万円/㎡
床	A～C	21.0 万円/㎡	28.0 万円/㎡
	D～F	31.6 万円/㎡	42.0 万円/㎡
仕様・備考	共通	断熱材の区分によりモデル工事費を区別する。 ＜断熱材の区分＞ A～C区分：熱伝導率（W/m･K）0.052～0.035 D～F区分：熱伝導率（W/m･K）0.034 以下	
	省エネ基準	部分改修を行う場合にあっては、住宅の所在地における建築物省エネ法に基づく地域区分の仕様基準に適合する断熱材とし、国土交通省所管の「子育てエコホーム支援事業」の対象型番（省エネ基準レベル）の建材であり、かつ、厚さ等が仕様基準に適合するように施工されること。	
	ZEH 水準	部分改修を行う場合にあっては、住宅の所在地における建築物省エネ法に基づく地域区分の仕様基準に適合する断熱材とし、国土交通省所管の「子育てエコホーム支援事業」の対象型番（ZEH レベル）・「子育てグリーン住宅支援事業」の対象型番の建材であり、かつ、厚さ等が誘導仕様基準に適合するように施工されること。	

③設備の効率化に係る工事

モデル工事費の定めのある工事

<table>
<tr><th colspan="2" rowspan="2">設備種別</th><th colspan="2">適用</th><th rowspan="2">ﾓﾃﾞﾙ工事費
（省ｴﾈ基準･ZEH 水準共通）</th><th rowspan="2">仕様･備考</th></tr>
<tr><th>省ｴﾈ基準</th><th>ZEH 水準</th></tr>
<tr><td colspan="2">太陽熱利用システム※1</td><td>○</td><td>○</td><td>45.2 万円/戸</td><td rowspan="10">省エネ基準において部分改修を行う場合にあっては、国土交通省所管の「子育てエコホーム支援事業」の対象型番（省エネレベル）とすること。

ZEH 水準において部分改修を行う場合にあっては、国土交通省所管の「子育てエコホーム支援事業」の対象型番（ZEH レベル）･「子育てグリーン住宅支援事業」の対象型番とすること。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">節水型トイレ※2</td><td>掃除しやすい機能を有するもの</td><td>○</td><td>○</td><td>18.4 万円/台</td></tr>
<tr><td>上記以外</td><td>○</td><td>○</td><td>16.8 万円/台</td></tr>
<tr><td colspan="2">高断熱浴槽※1</td><td>○</td><td>○</td><td>43.7 万円/戸</td></tr>
<tr><td colspan="2">高効率給湯器※1</td><td colspan="2"></td><td rowspan="4">27.9 万円/戸</td></tr>
<tr><td>電気ヒートポンプ給湯機（エコキュート）</td><td>○</td><td>○</td></tr>
<tr><td>潜熱回収型ガス給湯機（エコジョーズ）</td><td>○</td><td>○</td></tr>
<tr><td>潜熱回収型石油給湯機（エコフィール）</td><td>○</td><td>○</td></tr>
<tr><td>ヒートポンプ･ガス瞬間式併用型給湯機（ﾊｲﾌﾞﾘｯﾄﾞ給湯機）</td><td>○</td><td>○</td></tr>
<tr><td colspan="2">節湯水栓※2</td><td>○</td><td>○</td><td>6.3 万円/台</td></tr>
<tr><td colspan="2">燃料電池システム（エネファーム）※1</td><td>○</td><td>○</td><td></td><td>部分改修を行う場合にあっては、燃料電池発電ユニットが、エネルギー消費性能計算プログラムにおいて選択可能な機種であること（燃料電池発電ユニットの後付けも可）。</td></tr>
<tr><td colspan="2">ガスエンジン･コージェネレーション※1</td><td>○</td><td>○</td><td>―</td><td>部分改修を行う場合にあっては、ガス発電ユニットの JIS 基準（JIS B 8122）に基づく発電及排熱利用の総合効率が、低位発熱量基準（LHV 基準）で 80 %以上であること。</td></tr>
<tr><td colspan="2">蓄電池※1</td><td>○</td><td>○</td><td>51.0 万円/台</td><td>省エネ基準において部分改修を行う場合にあっては、国土交通省所管の「子育てエコホーム支援事業」の対象型番（省エネレベル）とすること。

ZEH 水準において部分改修を行う場合にあっては、国土交通省所管の「子育てエコホーム支援事業」の対象型番（ZEH レベル）･「子育てグリーン住宅支援事業」の対象型番とすること。</td></tr>
<tr><td colspan="2">LED照明※2</td><td>○</td><td>○</td><td>―</td><td>工事を伴うものであること。</td></tr>
</table>

※1 設置を行った設備の種類に応じて 1 戸当たり1台までを補助対象とします。
※2 設置を行った台数分を補助対象とします。

3. 交付申請について

(1)提出書類

書類	必須	該当時	書類作成上の注意
補助金交付申請書(様式第1号)	○		－
省エネ改修工事住宅概要書(個表)(様式第省エネ1-1 号)	○		－
補助金額算定書(様式第省エネ 1-2 号)	○		省エネ設計を行う場合は概算で記入してください。
求積図・求積表		○	・店舗等の部分がある場合は提出が必要です。 ・延べ面積及び住宅部分とその他の部分の面積を明記して、半分以上が住宅であることがわかるように作成してください。
住宅の所有者が確認できる書類の写し(登記事項証明書等)	○		・申請日から3か月以内に発行されたものを提出してください。 ・登記情報提供サービスによる印刷物では受け付けることができません。
建築年月が確認できる書類の写し(建築確認通知書又は検査済証、登記事項証明書等)	○		建築年月が確認できるものを提出してください。
耐震性能確認書(様式第省エネ2号)又はその他耐震性が確保されていることを確認できる書類		○	昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工した住宅は提出が必要です。
現況写真(全景および改修部分)	○		省エネ設計を行う場合は、変更申請時に改修部分の写真を提出してください。
付近見取図(方位、道路及び目標となる地物を明示したもの)	○		住宅地図の写しやインターネットから印刷したものなどを提出してください。
委任状		○	申請を設計者や工事施工者等に委任する場合は提出が必要です。
誓約書(様式第省エネ3号)	○		補助事業の対象となる住宅が、現状、省エネ基準に適合していないことを誓約してください。
市税完納証明書	○		申請日から3か月以内に発行されたものを提出してください。
省エネ改修工事等の内容が確認できる図書(配置図、平面図、立面図等)	○		・図面は、工事を行う階全体の平面図など、工事箇所が明確に分かるものを提出してください。 ・断熱材の設置などで面積を確認する必要がある場合は、図面に寸法を記載してください。 ・見積書と施工面積、寸法等は一致させてください。 ・複数の工事内容を同一図面に表示する場合は、着色により区別するなど、わかるように記載してください。

書類	必須	該当時	書類作成上の注意
省エネ設計に係る見積書		○	省エネ設計を実施する場合は提出してください。
省エネ改修工事に係る見積書	○		・補助対象経費とそれ以外が分かるように記載してください。 ・見積書の項目は工事・設備種別ごとの工事費が分かるように記載してください。 ・メーカー名、商品名及び施工面積（窓・ドアは寸法）を記載してください。 ・計画図面や写真に記載する番号等と対応させるなどわかりやすく整理してください。 ・モデル工事費の定めのない工事を補助対象経費に含める場合は複数の見積書を提出してください。
建材、設備等が仕様に適合していることが確認できる書類	○※		・補助対象工事について、製品カタログのコピーなど基準を満たす性能が確認できる書類（メーカー、仕様・性能、型番、製品番号、JIS規格等が分かるもの）を添付してください。また、該当の品番等がわかるように、赤線で囲ってください。
BELS 等の評価書の写し		○※	全体改修工事を行う場合は提出が必要です。
兵庫県の住宅改修業者登録制度による登録証の写し		○	全体改修工事を行う場合は提出が必要です。
要綱第4条第2項に該当する場合、要件を満たすことが確認できる書類		○	要綱第4条第2項に該当する場合は提出が必要です。

※省エネ設計を実施する場合は、内容変更申請時に提出してください。

（2）申請期間

令和７年5月7日（水）から令和7年12月26 日（金）まで

※申請期間内であっても、予算の範囲を超える日をもって受付を終了します。

※申し込みの前に工事等の契約・着工はしないでください。補助金交付決定通知前に契約・着工した場合は補助を受けることができません。

※実績報告書の提出（書類の訂正含む）は令和8年2月27日までにしていただく必要がありますので、余裕をもって申請してください。

（3）提出先

下記窓口まで直接ご提出ください。

〒676-8501
高砂市荒井町千鳥１丁目１番１号　高砂市役所本庁舎3階
高砂市　都市創造部　都市住宅室　建築住宅課
電話：079-443-9035

※必要な書類が揃っていないもの、必要な項目が記載されていないもの等不備がある場合には受付できません。

※ご来庁される場合には、事前に窓口へお電話ください。

4. 申請内容の変更について

(1)変更の手続き

・交付決定通知後、事業に要する経費の配分を変更する場合や、事業の内容を変更する場合は、変更に係る契約前かつ工事着手前に変更の手続きが必要です。

・補助金額が変わらない変更(軽微な変更)の場合は、変更の手続きは不要ですが、変更内容については窓口までご相談ください。

(軽微な変更の例)

・補助金額が変わらない窓、ガラスの大きさの変更

・補助金額が変わらない窓、ガラスの製品の変更　　など

(2)提出書類

書類	必須	該当時	書類作成上の注意
補助金変更交付申請書(様式第3号)	○		－
その他変更の内容が分かる資料	○		交付申請の際に添付した書類のうち、変更のある書類を添付してください。

5. 補助事業の中止・廃止について

(1)中止・廃止の手続き

・補助事業を中止、廃止する場合は、中止・廃止の手続きが必要です。

(2)提出書類

書類	必須	該当時	書類作成上の注意
補助事業中止(廃止)承認申請書(様式第4号)	○		－

6. 実績報告について

(1)実績報告の手続き

・申請した事業が完了した場合は、実績報告を行ってください。

(2)提出書類

書類	必須	該当時	書類作成上の注意
補助事業実績報告書(様式第9号)	○		－
補助金精算書(様式第省エネ4号)	○		－
事業費内訳書	○		－

書類	必須	該当時	書類作成上の注意
交付決定通知書の写し	○		変更を行った場合は変更交付決定通知書の写しも提出してください。
契約書の写し及び領収書の写し	○		契約者は申請者と同一としてください。
補助金の振込先が分かるものの写し(通帳等の写し)	○		振込先は申請者の口座としてください。
委任状		○	申請を設計者や工事施工者等に委任する場合は提出が必要です。
省エネ設計を実施したことが分かる資料(調査資料、改修設計図、工事計画書等)		○	省エネ設計を行った場合は提出してください。
耐震改修工事実施確認書(様式第省エネ5号)		○	改修後に耐震性が確保される場合は提出してください。
写真(工事施工前、工事施工中、工事完了後)(仕様がわかる写真も添付すること)	○		・工事箇所ごとに工事施工前、工事施工中、工事完了後の写真を同一アングルで撮影し、わかりやすくまとめてください。 ・写真の撮影箇所が分かるように各写真に番号や符号を付けてください。 ・計画図面や見積書等の番号や符号と対応させてください。 ・写真はカラーとし、A4 の台紙(参考様式)に分かりやすくまとめてください。
出荷証明書、納品証明書等		○	写真で仕様が確認できない場合は提出してください。

(3)提出期限

事業が完了した日から 30 日を超えるまでの日、または令和8年2月 27 日のいずれか早い日

※期限を過ぎて実績報告書を提出(書類の訂正含む)された場合は、補助金を交付できません。事業完了後は速やかに提出してください。

7. 補助金の支払いについて

(1)補助金額の確定

実績報告内容が適正であれば、本市から補助金額確定通知書を送付します。

(2)補助金の支払い請求及び支払い

補助金額確定通知書が届きましたら、速やかに補助金請求書(様式第11号)を提出してください。

※請求日は、本市からの補助金額確定通知書による通知日以降の日付としてください。

8. その他の留意事項について

(1)他の補助金との関係

本事業と補助対象が重複する国・県・市の他の補助制度との併用はできません。

※補助対象となる部分が明確に切り分けられる場合に限り、他事業の対象部分を除く部分について補助対象となる場合がありますので、詳細については各補助制度の窓口にご相談ください。

(2)補助事業を実施した住宅を処分する場合

本事業の補助を受けた住宅を、補助金の交付の目的に反して使用や譲渡等の処分をする場合に、その取得価格又は効用の増加価格が50万円以上であるときは、市長の承認を受ける必要があります。また、承認の対象となる財産に係る台帳の整備・保存が必要です。

（3）交付決定の取消し、補助金の返還について

次のいずれかに該当する場合は、交付決定の取消しや補助金の返還命令等の措置が講じられます。

・高砂市既存住宅省エネ化促進事業補助金交付要綱の規定に違反したとき。
・交付決定の内容及びこれに付けた条件に違反したとき。
・偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

9. 記入例

様式第1号　補助金交付申請書　記入例

様式第１号（第６条関係）

補助金交付申請書

提出する日を記入してください。

令和7年６月２０日

高　砂　市　長　　様

（申請者）　（〒676－8501）

住　　所　兵庫県高砂市荒井町千鳥１丁目１番１号

氏　　名　高砂　太郎

（電話番号　079-443-9035）

（電子メール　tact3825@city.takasago.lg.jp ）

申請書類の修正について、連絡することがあるため、メールアドレスもご記入ください。

（上記代理人）（〒676－8501）

住　　所　兵庫県高砂市荒井町千鳥１丁目１番１号

氏　　名　高砂　次郎

（電話番号　079-443-9035）

（電子メール　tact3825@city.takasago.lg.jp ）

収支予算書の【補助金】の金額を記入してください。

令和7 年度において、高砂市既存住宅省エネ化促進事業を下記のとおり実施したいので、補助金 200,000 円を交付願いたく 高砂市既存住宅省エネ化促進事業補助金交付要綱第 6 条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

事業の着手日は、工事業者との工事請負契約を締結する予定日です。
提出日から１ヶ月程度以降の日付を記入してください。
※交付決定通知後に着工可能となります。

1　事業の内容及び経費区分（別記）

2　事業の着手年月日　　令和　７年　７月　　１日　（予定）

事業の完了年月日　　令和　７年　８月　３１日　（予定）

工事が完了し、工事代金の支払が完了する予定日を記入してください。
※事業完了期限（令和８年２月末 日）以前の日付を記入してください。

別　記

収支予算書

1　収入の部

科目	予算額	摘要
補助金	２００，０００円	省エネ改修工事費補助
自己資金	３００，０００円	
	円	
	円	
計	５００，０００円	

見積書の合計金額(=工事契約金額)を記入してください。補助対象経費と同じ場合でも記載してください。

2　支出の部

科目	予算額	摘要
省エネ改修工事費	５００，０００円	全体見積額８００，０００円
	円	
	円	
	円	
計	５００，０００円	

収入及び支出の予算額と合計欄は、補助対象経費のみの金額を記入してください。
合計金額は省エネ改修計画策定･改修工事住宅概要書(個表)および補助金額算定書の補助対象経費の合計金額と同一となりますので、整合していることをご確認ください。

（注）１　収支の計は、それぞれ一致させること。
　　２　予算額は、補助対象となる額を記入すること。
　　３　支出の部の摘要欄には、補助対象外も含めた額（
　　４　業者からのキャッシュバックやクーポン券等の実

様式第3号　補助金変更交付申請書　記入例

様式第３号（第１０条関係）

補助金変更交付申請書

令和７年６月３０日

高　砂　市　長　　様

（申請者）　（〒676－8501）
住　　所　兵庫県高砂市荒井町千鳥１丁目１番１号
氏　　名　高砂　太郎
（電話番号　079-443-9035）
（電子メール　tact3825@city.takasago.lg.jp ）

（上記代理人　（〒676－8501）
住　　所　兵庫県高砂市荒井町千鳥１丁目１番１号
氏　　名　高砂　次郎
（電話番号　079-443-9035）
（電子メール　tact3825@city.takasago.lg.jp ）

当初の補助金交付決定通知書から転記してください。

令和７年６月２０日付高砂市指令建第１２号をもって交付決定のあった、令和７年度高砂市既存住宅省エネ化促進事業について、事業内容を下記のとおり変更し、

（〇〇〇〇〇〇）

変更前の補助金額を上段の括弧書内に記入してください。

補助金　〇〇〇〇〇〇円の交付を受けたいので、承認願いたく高砂市既存住宅省エネ化促進事業補助金交付要綱第１０条１項の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

１　変更の理由
〇〇〇〇〇〇

２　事業の内容及び経費の区分（別記：変更前を上段に かっこ書き、変更後を下段に記入する。）

別　記

収支予算書

1　収入の部

科目	予算額	摘要
補助金	（　　２００，０００） ２５０，０００円	省エネ改修工事費補助
自己資金	（　　３００，０００） ３７５，０００円	
	（　　） 円	
	（　　） 円	
計	（　　５００，０００） ６２５，０００円	

2　支出の部

科目	予算額	摘要
省エネ改修工事費	（　　５００，０００） ６２５，０００円	（８００，０００） 全体見積額９００，０００円
	（　　） 円	
	（　　） 円	
	（　　） 円	
計	（　　５００，０００） ６２５，０００円	

（注）１　収支の計は、それぞれ一致させること。
　　２　予算額は、補助対象となる額を記入すること。
　　３　支出の部の摘要欄には、補助対象外も含めた額（契約額）を記入すること。
　　４　業者からのキャッシュバックやクーポン券等の実質的な値引き額は、補助対象外となる。

様式第8号　補助事業遂行困難状況報告書　記入例

様式第８号（第１１条関係）

補助事業遂行困難状況報告書

令和７年６月３０日

高　砂　市　長　　様

（申請者）　（〒676－8501）

住　　所　兵庫県高砂市荒井町千鳥１丁目１番１号

氏　　名　高砂　太郎

（電話番号　079-443-9035）

（電子メール　tact3825@city.takasago.lg.jp ）

（上記代理人）（〒676－8501）

住　　所　兵庫県高砂市荒井町千鳥１丁目１番１号

氏　　名　高砂　次郎

（電話番号　079-443-9035）

（電子メール　tact3825@city.takasago.lg.jp ）

当初の補助金交付決定通知書から転記してください。

令和７年６月２０日付高砂市指令建第１２号をもって交付決定のあった、令和７年度高砂市既存住宅省エネ化促進事業 については、下記のとおり事業の遂行が困難となったので、承認願いたく、高砂市既存住宅省エネ化促進事業 補助金交付要綱第１１条第４項の規定により、報告します。

記

１　事業の遂行が困難な理由

〇〇〇〇〇〇

２　今後の見通しと所見

〇〇〇〇〇〇

様式第9号　補助事業実績報告書　記入例

様式第９号（第１２条関係）

補助事業実績報告書

令和７年６月３０日

高　砂　市　長　　様

（申請者）　（〒676－8501）

住　　所　兵庫県高砂市荒井町千鳥１丁目１番１号

氏　　名　高砂　太郎

（電話番号　079-443-9035）

（電子メール　tact3825@city.takasago.lg.jp）

（上記代理人）（〒676－8501）

住　　所　兵庫県高砂市荒井町千鳥１丁目１番１号

氏　　名　高砂　次郎

（電話番号　079-443-9035）

（電子メール　tact3825@city.takasago.lg.jp）

直近の補助金交付決定通知書から転記してください。

令和７年６月２０日付高砂市指令建第１２号をもって交付決定のあった、令和７年度高砂市既存住宅省エネ化促進事業を下記のとおり実施したので、高砂市既存住宅省エネ化促進事業補助金交付要綱第１２条の規定により、その実績を報告します。

記

事業の着手年月日　（令和７年　〇月　〇日）
令和７年　〇月　〇日

事業の完了年月日　（令和７年　〇月　〇日）
令和７年　〇月　〇日

工事請負契約書に記載されている契約日（※必ず交付決定通知の日付より後）を記入してください。
※改修工事開始日ではありません。
※複数契約する場合は1番早い日付を記入してください。

・工事代金の支払日（＝領収書の日付）を記入してください。
・領収書が複数に分かれている場合は、最後に支払った領収書の日付を記入してください。
※必ず事業完了期限（2 月 28 日）以前の日付としてください。

（注）申請内容を上段にかっこ書き、実績を下段に記入する。

別　記

収支決算書

1　収入の部

科　　目	予　算　額	摘　　要
補助金	２００，０００円	省エネ改修工事費補助
自己資金	３００，０００円	
	円	
	円	
計	５００，０００円	

2　支出の部

科　　目	予　算　額	摘　　要
省エネ改修工事費	５００，０００円	工事全体額８００，０００円
	円	
	円	
	円	
計	５００，０００円	

（注）収支の計は、それぞれ一致させること。

様式第11号　補助金請求書　記入例

様式第１１号（第１５条関係）

補助金請求書

金　２００，０００円也

ただし、令和７年度高砂市既存住宅省エネ化促進事業 補助金

補助金交付決定	額	２００，０００円
補助金確定	額	２００，０００円
今回請求	額	２００，０００円

補助金額確定通知書から転記してください。

＜根拠＞　補助金確定通知　（高砂市指令建第３０号　令和７年１２月２１日）

上記のとおり、補助金を 交付されたく、高砂市既存住宅省エネ化促進事業 補助金交付要綱第１５条の規定により、請求します。

令和７年１２月２１日

高　砂　市　長　　様

住　　所　兵庫県高砂市荒井町千鳥１丁目１番１号

氏　　名　高砂　太郎

電話番号　079-443-9035

様式第省エネ１－１号

省エネ改修工事住宅概要書（個表）

申請者 （住宅の所有者）	氏名	高砂　太郎
	住所	兵庫県高砂市荒井町千鳥１丁目１番１号 電話　079-443-9035
住宅の所在地 （地番）		①申請者の住所と同一 2　申請者の住所と別
建築確認年月日	年　月　日　第　号・不明	
検査済証	年　月　日　第　号・不明	
建築年月	昭和５７年　９月頃竣工	
形態種別	戸建て住宅	
規　模（改修前）	地上　2　階　地下　　階　塔屋　　階	
	建築面積　50　㎡　延べ面積　100　㎡	
設備要件	①居室　②台所　③トイレ　④出入口	
店舗等併用住宅の場合の規模	店舗等の用に供する部分の床面積　㎡	延べ面積に対する店舗等の用に供する部分の床面積の割合　%
構造種別	①木造　2　鉄骨造　3　鉄筋コンクリート造 4　鉄骨鉄筋コンクリート造　5　その他（　　）	
補助金額算定	総事業費　800，000円 （補助対象事業費　500，000円） （その他事業費　300，000円）	
	□全体改修　■部分改修	
	■省エネ水準 補助対象事業費（500，000）×４０％ 補助金額（200，000）円（1,000 円未満切捨て） □ZEH 水準 補助対象事業費（　　）×８０％ 補助金額（　　）円（1,000 円未満切捨て）	
備　考		

様式第省エネ1－2号　補助金額算定書　記入例

様式第省エネ1－2号　補助金額算定書　　部分を入力してください(他は自動計算です。)。

申請者名	高砂　太郎

事業の区分(該当するものにチェックを入れてください)				補助対象経費(円)	補助率	補助対象経費×補助率(円)	補助上限額(円)
☐ 省エネ設計等					40%	200,000	300,000
☑ 改修工事	☐ 全体改修 ☑ 部分改修	補助上限適用基準	省エネ基準	500,000			

合計金額を補助対象経費として、様式第省エネ1－1号に記入してください。　　低い方を補助金額として、様式第省エネ1－1号に記入してください。

A. 開口部や躯体等の断熱化に係る改修工事

補助対象工事				基準	規模等	数量		モデル工事費(円)	モデル工事費による工事費(円)	実際の工事費(円)
断熱化に係る改修工事	開口部 ※部分改修は2か所以上	窓	ガラス交換	省エネ基準	1.4㎡以上		枚	88,000	0	
					0.8㎡以上1.4㎡未満	1	枚	64,000	64,000	60,000
					0.1㎡以上0.8㎡未満	1	枚	24,000	24,000	25,000
				ZEH水準	1.4㎡以上		枚	112,000	0	
					0.8㎡以上1.4㎡未満		枚	80,000	0	
					0.1㎡以上0.8㎡未満		枚	32,000	0	
								合計	88,000	85,000
			内窓設置 外窓交換	省エネ基準	2.8㎡以上		箇所	200,000	0	
					1.6㎡以上2.8㎡未満		箇所	160,000	0	
					0.2㎡以上1.6㎡未満	2	箇所	136,000	272,000	200,000
				ZEH水準	2.8㎡以上		箇所	272,000	0	
					1.6㎡以上2.8㎡未満		箇所	216,000	0	
					0.2㎡以上1.6㎡未満		箇所	176,000	0	
								合計	272,000	200,000
		ドア	開戸	省エネ基準	1.8㎡以上		箇所	288,000	0	
			引戸		3.0㎡以上		箇所	288,000	0	
			開戸		1.0㎡以上1.8㎡未満	1	箇所	256,000	256,000	215,000
			引戸		1.0㎡以上3.0㎡未満		箇所	256,000	0	
			開戸	ZEH水準	1.8㎡以上		箇所	392,000	0	
			引戸		3.0㎡以上		箇所	392,000	0	
			開戸		1.0㎡以上1.8㎡未満		箇所	344,000	0	
			引戸		1.0㎡以上3.0㎡未満		箇所	344,000	0	
								合計	256,000	215,000
	躯体	外壁		省エネ基準	A-C		㎡	168,000	0	
					D-F		㎡	252,000	0	
				ZEH水準	A-C		㎡	225,000	0	
					D-F		㎡	338,000	0	
								合計	0	0
		屋根 天井		省エネ基準	A-C		㎡	60,000	0	
					D-F		㎡	102,000	0	
				ZEH水準	A-C		㎡	80,000	0	
					D-F		㎡	137,000	0	
								合計	0	0
		床		省エネ基準	A-C		㎡	210,000	0	
					D-F		㎡	316,000	0	
				ZEH水準	A-C		㎡	280,000	0	
					D-F		㎡	420,000	0	
								合計	0	0
補助対象工事費の小計①　工事種別ごとに「モデル工事費による工事費」又は「実際の工事費」の低い方の合計										500,000

B. 設備の効率化に係る工事

補助対象工事				数量		モデル工事費(円)	モデル工事費による工事費(円)	実際の工事費(円)	既設台数※2
設備改修工事	B-1	太陽熱利用システム※1			台	452,000	0		
		節水型トイレ	掃除しやすい機能を有するもの		台	184,000	0		台
			上記以外		台	168,000	0		台
		高断熱浴槽※1			台	437,000	0		台
		高効率給湯機※1	電気ヒートポンプ給湯機		台	279,000	0		台
			潜熱回収型ガス給湯機		台	279,000	0		台
			潜熱回収型石油給湯機		台	279,000	0		台
			ヒートポンプ・ガス瞬間式併用型給湯		台	279,000	0		台
		節湯水栓(浴室シャワー)			台	63,000	0		台
		節湯水栓(浴室シャワーを除く)			台	63,000	0		
		蓄電池※1			台	510,000	0		
	合計B-1　設備種別ごとに「モデル工事費による工事費」又は「実際の工事費」の低い方の合計							0	
	B-2	燃料電池システム※1			式	複数の見積もりのうち、最も低い金額			台
		ガスエンジン・コージェネレーション※1			式				台
		LED照明			式				
	合計B-2							0	
(合計B-1)+(合計B-2)								0	
補助対象工事費の小計②　「(合計B-1)+(合計B-2)」と「小計①」のうち低い方の額								0	

※1　1戸あたり1台までを補助対象とします。

様式第省エネ2号　耐震性能確認書　記入例

様式第省エネ２号

令和７年６月３０日

耐　震　性　能　確　認　書

確認者氏名：　高砂　花子

（一級）建築士　　（大臣）登録第　〇〇〇　号

建築士事務所名：　高砂一級建築士事務所

（一級）建築士事務所（兵庫県）知事登録第　〇〇〇　号

令和７年６月２０日付けで高砂太郎が高砂市既存住宅省エネ化促進事業補助金の交付申請をした建築物の耐震性能は、下記のとおりです。下記及び添付書類に記載の事項は、事実に相違ありません。

記

1 建築物の概要	(1)所在地	高砂市荒井町千鳥１丁目１番１号
	(2)規　模	地上　２階　　地下　　階
		建築面積　５０平方メートル
		延べ面積　１００平方メートル
2 耐震診断の方法	(1) (2)の場合以外	■「木造住宅の耐震診断と補強方法」 （■ 一般診断法　□ 精密診断法） □「2012 年改訂版 木造住宅の耐震診断と補強方法」 （□ 一般診断法　□ 精密診断法） □「既存鉄骨造建築物の耐震診断指針」（1996 年版、2011 年版） □「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」（2017 年版） （□ 第 1 次診断法　□ 第 2 次診断法　□ 第 3 次診断法） □「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」（2009 年版） （□ 第 1 次診断法　□ 第 2 次診断法　□ 第 3 次診断法） □　建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）第 3 章第 8 節に規定する構造計算による耐震診断 □　その他（　　）
	(2) 全体改修又は建替えにより、階数が２以下かつ床面積の合計が 500 ㎡以下の木造住宅とする場合	□　建築基準法施行令第 3 章第 8 節に規定する構造計算による耐震診断 □「木造建築物における省エネ化等による建築物の重量化に対応するための必要な壁量等の基準（案）の概要」（令和４年 10 月 28 日に公表されたものを含む。）による構造安全性の確認（ただし、柱の小径に関する規定への適合は要件としない。） □　現行の住宅性能表示制度における耐震等級３ □　現行の住宅性能表示制度における耐震等級２※ □　公布後の壁量等の基準による構造安全性の確認
	(3) (1)(2)以外の場合	□　建築基準法施行令第 3 章第 8 節に規定する構造計算による耐震診断
3　改修前における耐震診断結果 評点　０．２２点		（所見） 耐力壁が少なく、接合金物も使われていない。また、経年劣化も著しく、構造部材に腐朽がある。
4　改修後における耐震診断結果 評点　１．０２点		（耐震改修の方針） 構造バランスを考慮した上で、耐力壁の新設等を行い、建物全体の耐震性能を向上させる。
		（具体的な補強方法） ・耐力壁の新設　・既存耐力壁の補強　・接合金物の設置　・腐朽している部材の交換　・２ 階床の補強
5　備考		1.0以上必要です。

【添付書類】耐震性能の確認において参考となる図書

※同意書の写しを添付すること。

様式第省エネ3号　誓約書　記入例

様式第省エネ３号

令和７年６月２０日

交付申請日と同日付又はそれより前の日付としてください。

誓約書

高　砂　市　長　　様

高砂市既存住宅省エネ化促進事業補助金の交付を申請するに当たり、以下の事項について誓約します。

1　申請する内容に虚偽がなく、補助金の交付後は、高砂市既存住宅省エネ化促進事業補助金交付要綱を遵守すること。

2　補助事業の対象となる住宅は、現状、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成 27 年法律第 53 号。）第２条第１項第３号に規定する建築物エネルギー消費性能基準に適合していないこと。

3　改修工事の実施に当たっては、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）その他関係法令を遵守すること。

4　補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を、処分制限期間内に、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、若しくは貸し付け、又は担保に供する場合において、その取得価格又は効用の増加価格が 50 万円以上であるときは、市長の承認を受けること。また、その承認の対象となる財産に係る台帳を備え、その処分制限期間の間、保存しておくこと。

5　申請者及びその世帯構成員について、高砂市における暴力団の排除の推進に関する条例（令和 24 年高砂市条例第 5 号）第２条第１号に規定する暴力団、同条第２号に規定する暴力団員又は同 条第３号に規定する暴力団密接関係者に該当しないこと。

（申請者）

住　所　兵庫県高砂市荒井町千鳥１丁目１番１号

氏　名　高砂　太郎

様式第省エネ4号　補助金精算書　記入例

様式第省エネ４号

令和７年１０月２０日

補助金　精算書

住所　兵庫県高砂市荒井町千鳥１丁目１番１号
氏名　高砂　太郎

次のとおり精算いたします。

補助事業名	□ 省エネ改修工事費補助（全体改修） ■ 省エネ改修工事費補助（部分改修）
住宅の所有者	高砂　太郎
住宅の所在地	兵庫県高砂市荒井町千鳥１丁目１番１号
総額　(c)=(a)+(b)	８００，０００円
補助対象金額　(a)	５００，０００円
その他金額　(b)	３００，０００円
補助金額	２００，０００円

様式第省エネ5号　耐震改修工事実施確認書　記入例

様式第省エネ5号

令和７年１０月１日

耐震改修工事実施確認書

高 砂 市 長　様

令和７年６月３０日付高砂市指令建第１２号にて交付決定を受けた事業について、申請書に記載のとおり実施しており、当該改修建築物が当該申請書に記載している耐震性能を有することを確認しました。

確認者氏名：高砂　花子

(一級)建築士　　(大臣)登録第　〇〇〇　号

建築士事務所名：高砂一級建築士事務所

(一級)建築士事務所(兵庫県)知事登録第　〇〇〇　号

参考様式　見積書　記入例

【参考様式】

見積作成日：
No.

御　見　積　書

＿＿＿＿＿＿＿＿様

申請者あてとしてください。

件　　名：
工　　期：
工事場所：
支払条件：
見積期限：

株式会社　○○○○
〒000-0000
住所：
TEL：
FAX：

下記の通り、お見積申し上げます。

担当：

金額　　￥000,000　（税込）

工事箇所、工事種別が分かるように記載してください。

使用する建材の製品型番を記載してください。
また、「子育てエコホーム支援事業」等の登録建材が要件となっている場合は登録されている型番も記載してください。

工種	規格	型番	数量	単位	単価	金額	備考
【ガラス交換】							
既存ガラス撤去			0	箇所	00,000	000,000	
処分費			0	箇所	00,000	000,000	
ペアガラス	ﾒｰｶｰ：　　、商品名： ｻｲｽﾞ：W0000×H0000		0	枚	00,000	000,000	
施工費			1	式		000,000	
小計						000,000	
【外窓交換】							
既存窓撤去			0	箇所	00,000	000,000	
処分費			0	箇所	00,000	000,000	
サッシ	ﾒｰｶｰ：　　、商品名： ｻｲｽﾞ：W0000×H0000		0	箇所	00,000	000,000	
ペアガラス	ﾒｰｶｰ：　　、商品名： ｻｲｽﾞ：W0000×H0000		0	箇所	00,000	000,000	
施工費			1	式		000,000	
小計						000,000	
【外壁断熱改修】							
断熱材	ﾒｰｶｰ：　　、商品名： 熱伝導率：　　、厚さ：		0	㎡	00,000	000,000	
・・・							
施工費			1	式		000,000	
小計						000,000	
【高断熱浴槽】							
浴槽	ﾒｰｶｰ：　　、商品名：		0	箇所	00,000	000,000	
・・・							
施工費			1	式		000,000	
小計						000,000	
【蓄電池】							
蓄電池	ﾒｰｶｰ：　　、商品		0	箇所	00,000	000,000	
・・・							
施工費			1	式		000,000	
小計						000,000	
計						000,000	
消費税						000,000	
合計						000,000	

補助対象経費を算定するために必要な情報（ﾒｰｶｰ、商品名、ｻｲｽﾞ等）を記載してください。

ガラス交換の場合は既存サッシ（金属製、樹脂製等）、交換するガラス（Low-E、複層等）、中空層（ガスの有無、層の厚さ等）の仕様を記載してください。

モデル工事費の定めのない工事を補助対象経費に含める場合は複数の見積書を添付してください。

参考様式　工事写真台紙

工事経過写真

番号

改修前 写真添付	**改修前** 工事内容 備考
改修中 写真添付	**改修中** 工事内容 備考
改修後 写真添付	**改修後** 工事内容 備考